

## その他作物の交付単価等の考え方及び設定手続

### 1 設定主体

都道府県が、国と協議の上、交付対象作物及び交付単価を設定するものとする。

### 2 交付対象作物

戦略作物以外の作物とし、都道府県一律で設定する。また、必要に応じ、米粉用・飼料用米等を除く戦略作物への加算に用いることができるものとする。

なお、果樹等の永年性の木本性作物（以下「果樹等」という。）については、原則として、都道府県が交付対象にしようとする品目であって、

- ① 平成21年度において、産地確立交付金（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第2の3の産地確立事業、6の産地確立特別加算事業及び7の新需給調整システム定着交付金助成事業による助成金をいう。以下同じ。）による当該品目への助成が行われた水田
- ② 平成22年度に当該品目を新植する水田  
で生産するものを交付対象とする。

ただし、平成21年度の産地確立計画書（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第8の4の産地確立計画書をいう。）において、果樹等に対して交付対象期間を定めており、平成21年度が交付最終年度となっているものがある場合には、当該水田の果樹等は交付対象としないことを基本とする。

### 3 対象外の作物・用途

次に掲げるものについては交付対象外とする。

- ① 主食用米
- ② 新規需要米（需給調整要領第3の2の新規需要米をいう。）のうち、輸出用等平成18年度において主食用米として取り扱われた種類の米穀
- ③ でん粉原料用かんしょ・ばれいしょ
- ④ 調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等の作物の作付けを行わないもの

### 4 交付単価の設定

都道府県で一律の交付単価とし、「当該都道府県における交付対象作物の面積×10,000円/10a」の範囲内で交付単価を設定する。この場合の交付対象作物の面積は、直近の産地確立交付金等の転作助成金の交付面積等を基に見込むものとする。

## 5 交付単価の減額調整

4の交付単価設定時における交付対象作物の面積よりも実際の作付面積が拡大し、交付金額（交付対象面積×10,000円/10a）を超過する場合は、戦略作物への加算分も含め、交付金額の範囲内に収まるよう、交付単価を減額するものとする。その際、次の単価調整係数（小数第4位以下切り捨て）を用いて、都道府県単位で一律に交付単価を減額（小数点以下切り捨て）するものとする。

$$\text{単価調整係数} = \frac{\text{交付対象面積} \times 10,000 \text{円} / 10\text{a}}{\text{(作物ごとの交付対象面積} \times \text{作物ごとの交付単価) の合計}}$$

## 6 その他作物の設定手続

### (1) 計画の作成・承認

- ① 都道府県知事は、「その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の運用に関する計画」（様式第13号）を作成し、地方農政事務所が所在する都府県にあつては地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に平成22年5月31日までに提出するものとする。
- ② 地方農政局長等は、①で提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は当該計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

### (2) 交付単価の確定及び報告

都道府県知事は、本事業の交付対象面積の確定後、「その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の調整結果等の報告書」（様式第14号）により、その他作物の交付単価の確定値等を、地方農政事務所の所在する都府県にあつては地方農政事務所を経由して、原則として平成22年10月31日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

## 二毛作の交付対象の考え方

## 1 対象となる作付けパターン（例）

作付けのパターン	交付金額（円/10a）
・ 主食用米 + 麦	(米戸別所得補償モデル事業) + 1.5万円
・ 大豆 + 麦	3.5万円 + 1.5万円
・ 麦 + そば	3.5万円 + 1.5万円
・ 米粉用米 + 麦	8万円 + 1.5万円

## (注1) 二期作の場合

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果である。

このため、例えば、二期作で米粉用米と飼料用米の生産を行う場合の交付額は次のとおりとする。

作付けのパターン	交付金額（円/10a）
・ 米粉用米 + 飼料用米	8万円 + 1.5万円

## (注2) 稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦+大豆・そばを翌年産として整理（収穫年で整理）することとし、その交付額は次のとおりとする。

作付けのパターン	交付金額（円/10a）
(22年産) 主食用米 —	(米戸別所得補償モデル事業)
(23年産) 麦 + 大豆	
-----	
(22年産) 米粉用米 —	8万円
(23年産) 麦 + 大豆	

## 2 対象とならない作付けパターン（例）

作付けのパターン	交付金額（円/10a）
・ 大豆 + 野菜	3.5万円 —
・ 麦 + 野菜	3.5万円 —
・ 米粉用米 + 野菜	8万円 —
・ 野菜 + 野菜	1万円程度 —
	(都道府県の設定単価)

### 3 二毛作の交付対象作物の判断

戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組む場合においては、加入申請者が市町村長又は地域協議会長に提出する作付確認依頼書において、水田ごとに二毛作の交付対象とする作物、作付面積を申告するものとする。

それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合においても、いずれか一方が二毛作の交付対象となることから、関係者間での調整の上、それぞれの者の作付確認依頼書をまとめて市町村長又は地域協議会長に提出するものとする。

## 需要に応じた生産の確保

### 1 実需者との出荷販売契約等の締結

交付対象作物ごとの「実需者との出荷販売契約等」の詳細は次に掲げる契約・計画等とし、これらの契約や認定を受けた計画に基づいて生産されるものを交付対象とする。

#### (1) 麦

民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号食糧庁長官通知）に基づく契約等

#### (2) 大豆

国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）第4の第3項に基づく契約等

#### (3) 飼料作物

生産者、利用者、ほ場の場所・面積、協定締結期間、その他必要事項について定めた利用供給協定又はそれに準ずる自家利用計画

#### (4) 米粉用米、飼料用米

需給調整要領別紙4の第5の1の新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第5条第3項の生産製造連携事業計画

#### (5) バイオ燃料用米

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条の生産製造連携事業計画及び需給調整要領別紙4の第5の1の新規需要米取組計画

#### (6) WCS用稲

需給調整要領別紙4の第5の1の新規需要米取組計画

#### (7) 加工用米

需給調整要領別紙3の第5の加工用米取組計画又は第6の加工用米出荷契約

### 2 需要に応じた生産の確保に関する要件の確認

水田利活用自給力向上事業の加入者は、交付対象作物に係る、

① 1の出荷販売契約等の写し

② 出荷・販売伝票（作物名、日付、出荷・販売先が分かるもの）又は作業日誌（作物名、収穫日が分かるもの）等の収穫した作物及び収穫日が分かる書類の写しを地方農政事務所長等に提出するものとする。

ただし、対策加入者等の負担軽減の観点から、これらの書類の提出を、「水田利

活用自給力向上事業交付要件報告書」(様式第15号)の提出に代えることができるものとする。

### 3 自然災害等の発生時における収穫等の扱い

自然災害等により交付対象作物の収穫等を行うことができなかつた場合(収穫皆無となつた場合)については、

- ① その原因が自然災害等によるものであることが客観的な書類で確認できること
- ② 当該自然災害の発生以前においては、通常の肥培管理等が行われていたことを確認できること

を条件として、収穫等が行われたものとみなすことができることとし、その具体的な扱いについては、市町村又は地域協議会と地方農政事務所等が個別に協議して決定するものとする。

## 麦・大豆から転換する米粉用・飼料用米等の扱い

### 1 麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積の算出方法

#### (1) 転換面積

原則として、対策加入者ごとの

- ① 平成21年産から平成22年産にかけての転作麦・転作大豆作付けの減少面積の合計
- ② 平成21年産から平成22年産にかけての米粉用・飼料用米等の作付けの拡大面積の合計

を比較し、いずれか小さい方の面積を麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積とする。

なお、麦収穫後の不作付状態を解消し、新たに米粉用・飼料用米等を作付ける場合、麦の取り扱いが転作作物から裏作作物に変わり、転作作物としての麦の面積が減少することとなるが、この場合のように、米粉用・飼料用米等への転換が生じていなければ、当該面積は麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積とはみなさないものとする。

#### (2) 経営所得安定対策の固定払を辞退すべき面積

経営所得安定対策の固定払を辞退すべき面積（以下「辞退面積」という。）は、(1)により算出した転換面積から、21年産において、特定対象農産物の支援事業（担い手経営革新促進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7678号農林水産事務次官依命通知）別紙2に基づく事業をいう。）及び水田等有効活用促進対策事業（水田等有効活用促進対策事業実施要綱に基づく事業をいう。）による経営所得安定対策の固定払相当額の助成の対象となった面積を差し引いた面積とする。

また、平成21年産において、水田等有効活用促進対策事業の作付転換の特認により助成対象となったもののうち、麦・大豆から米粉用・飼料用米等への転換面積がある場合には、当該面積を辞退面積に加算することとする。

なお、上記の方法では辞退面積が適切に算出されないと地方農政事務所長等が判断する特別な案件においては、上記以外の方法により辞退面積を算出することができるものとする。

### 2 経営所得安定対策等の申請の手続

経営所得安定対策の固定払の受給資格者で、麦・大豆から米粉用・飼料用米等に転換する者は、経営所得安定対策の固定払の交付申請と併せ、「経営所得安定対策固定払辞退申告書」（様式第9号。以下「申告書」という。）を平成22年9月30日までに地方農政事務所長等に提出するものとする。

なお、経営所得安定対策の固定払の交付申請の際には、期間平均生産面積から辞退面積を差し引いた面積を申請するものとする。

### 3 辞退面積の確認

地方農政事務所長等は、申告書の提出があった場合には、申告書の記載内容を審査し、米粉用・飼料用米等の交付対象面積を決定するものとする。

### 4 実際に転換した面積と固定払の辞退面積が異なる場合の取扱い

麦・大豆から米粉用・飼料用米等実際に転換した面積が辞退面積を上回った場合には、当該超過面積を米粉用・飼料用米等の作付面積から差し引いて交付対象面積を決定するものとする。

なお、実際の転換面積と辞退面積が異なることのないよう、経営所得安定対策の固定払を辞退する際には、市町村又は地域協議会が行う作付面積の確認後に辞退面積を算出する等の対応が必要である。

## 激変緩和措置の考え方及び設定手続

平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、従来対策に比べて交付額が減少する地域における影響をできる限り緩和し、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、次の措置を講ずる。

### 1 交付単価設定の弾力的運用等

#### (1) その他作物への交付額を活用した戦略作物の交付単価調整

都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、その他作物への交付額を活用し、米粉用・飼料用米等を除く戦略作物への加算を行うことができるものとする。

#### (2) 麦・大豆・飼料作物間での交付単価調整

都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、麦・大豆・飼料作物の交付総額の範囲内で、飼料作物の交付単価を減じて、麦・大豆の交付単価を上乗せすることができるものとする。

#### (3) 二毛作への交付による激変緩和効果

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士による二毛作に対して交付金が交付されることにより、二毛作可能地域の激変緩和が図られる。

### 2 激変緩和調整枠による加算の設定

#### (1) 都道府県への配分

平成20年度における産地確立交付金等の転作助成金の活用実績等を基準とした、平成22年度における交付推計額の減少分に応じ、都道府県に対して調整枠を配分する。

その際、各都道府県の、1の(2)及び(3)による効果を勘案し、配分上の考慮を行う。

ただし、1の(2)及び(3)の効果により、計算上は調整枠の配分が行われないこととなる都道府県もあることから、各都道府県ともに最低限の配分がなされるように調整を行う。

#### (2) 調整枠の運用

都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、配分された調整枠を活用し、こ

れまでに確立されてきた産地の生産体制を維持するため、交付単価の変動の大きい作物への加算措置を講ずることができるものとする。

なお、都道府県から地域協議会に対して調整枠を配分し、地域協議会において加算措置の内容を設定することができるものとする。

### (3) 激変緩和調整枠による加算の対象者

平成21年度において、産地確立交付金等の転作助成金を受けた者とする。

ただし、従来から助成金を受けつつ転作に取り組んできたものの、ブロックローテーション等のため平成21年度は転作を行わなかった者については、計画的にブロックローテーション等に取り組んだことを取組計画等により確認できる場合は対象とすることができるものとする。

## 3 交付単価の減額調整

1の(2)及び2において、交付単価の設定時よりも対象面積が拡大し、所要額が調整枠等を超過する場合には、それぞれ麦・大豆・飼料作物の交付総額及び激変緩和調整枠の範囲内に収まるよう、交付単価を減額する。

なお、激変緩和調整枠について、地域協議会に調整枠を配分して加算措置を設定する場合においては、地域協議会単位で、それぞれの配分枠内に収まるよう交付単価を減額する。

その際、次の単価調整係数(小数第4位以下切り捨て)を用いて、一律に交付単価を減額(小数点以下切り捨て)するものとする。

$$\text{単価調整係数} = \text{調整枠等} / (\text{作物ごとの対象面積} \times \text{交付単価}) \text{の合計}$$

## 4 激変緩和措置の設定手続

### (1) 計画の作成・承認

① 都道府県知事は、「その他作物の交付対象作物及び交付単価並びに激変緩和措置の運用に関する計画」(様式第13号)を作成し、地方農政事務所の所在する都府県にあっては地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に平成22年5月31日までに提出するものとする。

② 地方農政局長等は、①で提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は当該計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知する。

### (2) 交付単価の確定及び報告

都道府県知事は、本事業の交付対象面積の確定後、「その他作物の交付対象作

物及び交付単価並びに激変緩和措置の調整結果等の報告書」(様式第14号)により、麦・大豆・飼料作物(激変緩和措置として交付単価を調整する場合に限る。)の交付単価の確定値等を、地方農政事務所の所在する都府県にあつては地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 激変緩和調整枠の交付額の確定及び報告

地域協議会長は、激変緩和調整枠による対策加入者ごとの交付金額を計算し、「水田利活用自給力向上事業激変緩和調整枠交付額報告書」(様式第16号)及びそのデータ(地方農政事務所長等が定める形式による。)を、都道府県知事を経由して、地方農政事務所長等に報告するものとする。

(4) (2) 及び (3) の報告は、原則として平成22年10月31日までに行うものとする。

## 5 激変緩和調整枠による交付金の交付

(1) 地方農政事務所長等は、4の(3)により地域協議会長から報告を受け、激変緩和調整枠による交付金額を含めた交付申請書を作成し、対策加入者に送付する。

(2) 地方農政局長等は、地方農政事務所長等が算定した交付対象面積に応じた交付金(戦略作物、その他作物、二毛作)及び激変緩和調整枠による交付金を交付申請者に交付する。

(3) (1) 及び (2) の手続は、実施要綱7の(4)から(6)までによるものとする。

## 生産数量目標に即した生産の確認

### 1 確認体制の整備

市町村又は地域協議会は、農業共済組合等、認定方針作成者、農業委員会、都道府県、地方農政事務所等と連携し、対策加入者の対象作物の作付面積等の確認体制を整備するものとする。

なお、確認事務の簡素化の観点から、特に、農業共済組合等との連携を図ることとし、水稲共済細目書異動申告票と作付確認依頼書の様式の一体化等を通じて農業者データの共有化に努める。

### 2 確認手法

- (1) 生産数量目標に即した生産を行っていることの確認は、市町村又は地域協議会が、対策加入者ごとに設定された生産数量目標の面積換算値の範囲内で主食用米の作付けが行われていることを確認することにより行う。
- (2) (1)の確認は、対策加入者が水稲共済加入者である場合には、対策加入者の作付確認依頼書に記載された水稲作付面積と当該対策加入者の水稲共済引受面積との突合により行う。なお、当該方式による確認の整合性を確保する観点から、確認する水稲作付面積の単位は、a単位とし、対策加入者の作付確認依頼書に記載された水稲作付けに係る耕地ごとの面積に0.1a未満の端数があるときは、四捨五入の方法により耕地ごとに端数を整理した上で、その面積を合計する。
- (3) (2)の具体的な方法は、当該対策加入者の作付確認依頼書における水稲作付面積の合計から、各農業共済組合等が引受けを行わない水稲の作付面積（新規開田地、青刈り稲、WCS用稲等の作付面積）がある場合はその面積を控除した面積（水稲共済突合基礎面積）を水稲共済引受面積と突合し、これにより確定した水稲共済突合基礎面積から加工用米及び新規需要米の作付面積を控除した面積に、各農業共済組合等が引受けを行わない水稲の作付面積を加算して得た面積が当該対策加入者の生産数量目標の換算面積を超えていないことを、確認することとする。

【確認手順】

(ア) 水稲共済突合基礎面積の算出

水稲共済突合基礎面積

$$= \text{農業者の水稲作付面積} - \left[ \begin{array}{l} \text{各農業共済組合等が引受を行わない水稲の作付面積} \\ \cdot \text{新規開田地の水稲作付面積} \\ \cdot \text{青刈り稲の作付面積} \\ \cdot \text{WCS用稲の作付面積} \quad \text{等} \end{array} \right]$$

(イ) 水稲共済突合基礎面積と水稲共済引受面積との突合

(ウ) 主食用米の作付面積の算出

主食用米の作付面積

$$= \text{水稲共済突合基礎面積} - \left[ \begin{array}{l} \text{加工用米の作付面積} \\ \text{新規需要米の作付面積} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{各農業共済組合等が引受を行わない水稲の作付面積} \\ \cdot \text{新規開田地の水稲作付面積} \\ \cdot \text{青刈り稲の作付面積} \\ \cdot \text{WCS用稲の作付面積} \quad \text{等} \end{array} \right]$$

(エ) 主食用米の作付面積と生産数量目標の面積換算値との突合により、生産数量目標に即した生産を行っていることを確認

(4) 市町村又は地域協議会は、対策加入者が水稲共済未加入者である場合には、当該対策加入者の作付確認依頼書に記載された水稲作付面積について、対策加入者ごとの水田情報（水田台帳）、土地台帳及び集落地図等を活用しながら、現地ほ場において、実際の作付状況を確認するものとし、必要に応じて実測を行う。その際の水稲作付面積は田本地面積とし、畦畔、はざ場等の水稲の作付けが不可能な面積は含まないものとする。

なお、当該農業者について、加工用米又は新規需要米の作付けがある場合は、当該農業者の水稲作付面積から当該面積を控除して得た主食用米の作付面積と当該対策加入者の生産数量目標の面積換算値を突合することにより確認する。

## 調整水田等の不作付地の改善計画の手続

### 1 申請手続

- (1) 米戸別所得補償モデル事業に加入しようとする者のうち、調整水田等の不作付地（ほ場 1 筆単位）を有する者については、「調整水田等の不作付地の改善計画」（様式第 17 号。以下「改善計画」という。）に必要事項を記入し、平成 22 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に、市町村長に提出するものとする。

ただし、市町村と地域協議会との合意により、地域協議会を経由して市町村長に提出することができるものとする。

(注) 改善計画については、必要事項が記載できるものであれば、様式第 17 号を参考として、市町村は独自の様式（選択肢を設定したチェック方式の様式等）を定めることができるものとする。

また、水田情報（水田台帳）が整理され、集落等地域ぐるみで不作付地の改善に向けた検討を進めることが確実と認められる場合には、その範囲内に住所地を有する販売農家又は集落営農の改善計画を一覧表形式で整理して作成することも可能とする。

- (2) 市町村長は、提出された改善計画について、販売農家又は集落営農ごとに水田情報（水田台帳）に照らして、

- ① 不作付地の地番、面積
- ② 不作付地ごとに、作物の栽培ができない理由
- ③ 改善に向けた具体的な取組内容及びその達成予定年

が正確に記載されていることを確認し、次の例を参考として、内容に不備がなく、特段の問題がなければ認定するものとする。

(注 1) 改善計画を作成する必要がある水田については、別紙 8 の交付対象水田の範囲内の水田とする。ただし、土地改良事業が行われている水田（いわゆる土地改良通年施行）は改善計画の作成を要しない。

(注 2) 他の政策目的に活用することで作物作付けが期待できない水田や周辺の状況から見て将来的にも作物生産が期待できない水田がある場合には、改善計画の達成予定年は記載せず、「－」（バー）を記載する。

## 【例】

＜作物の栽培ができない理由＞	＜改善に向けた取組内容＞
○ 連作障害を防ぐために休耕している	→ ブロックローテーションの計画に則した作物生産を行う
○ 湿田で麦・大豆等の作付けができない	→ 農業協同組合等と相談し、飼料用米等の作付けを検討する
○ 高齢であり自力作付には限界がある	→ 集落営農に参加する、他人に委託する
○ ほ場条件が悪く引き受け手が見つからない	→ ほ場条件を整備し利用を図る
○ ビオトープとして町と契約している	→ 契約内容に従った利用を行う
○ 鳥獣害を防止するための緩衝帯として活用している	→ 引き続き緩衝帯として活用する
○ 水稻の育苗ハウスとして活用している	→ 引き続き水稻の育苗ハウスとして活用する

## 2 地方農政事務所等への報告

市町村長は、改善計画を認定した結果を平成22年9月30日までに地方農政事務所長等に提出するものとする。

ただし、市町村と地域協議会との合意により、地域協議会を経由して地方農政事務所等に提出することができるものとする。

## モデル対策の交付金の交付対象となる水田等

モデル対策の交付金の交付対象となる水田等（以下「交付対象水田」という。）については、次のとおりとする。

- 1 平成21年度における水田農業構造改革対策上の助成水田（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の規定に基づき整理された助成水田をいう。）に該当したものの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - (1) 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
  - (2) 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地であって、市町村又は地域協議会がモデル対策の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するもの
  
- 2 1のほか、平成22年度に交付対象水田として新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の(1)又は(2)に該当するもの。ただし、(3)のいずれかに該当するものを除く。
  - (1) これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に参加しないこと等により水田台帳に掲載されていなかった水田等のうち、平成21年度において、
    - ① 水稻の作付けが行われた水田
    - ② 水稻以外の作物作付け又は農地として良好な状態で管理されていた水田等に該当するもの
  
  - (2) 平成21年度以降に水稻の作付けが可能となった土地であって、次のいずれかに該当するもの。
    - ① 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田
    - ② 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田
    - ③ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）等の対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたもののうち、市町村又は地域協議会が認めたもの

(3) 交付対象水田に該当しない土地

- ① 新規開田地に該当するもの（平成21年度における水田農業構造改革対策上の助成水田以外の土地（(2)に該当するものを除く。）であって、平成21年産の水稻の収穫期後水稻の作付けが可能となったもの若しくは水稻の作付けが行われたもの又は農業者が自己開田したもの）
- ② 現況において非農地に転換された土地、転換されることが確実と見込まれる土地その他畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難と市町村又は地域協議会が判断する土地